

長野県医師国民健康保険組合理約

昭和 33年 2月 15日 認可	昭和 33年 4月 1日 施行
〃 53年 2月 14日 全面改正	〃 53年 4月 1日 〃
〃 54年 2月 22日 一部改正	〃 54年 4月 1日 〃
〃 58年 1月 14日 〃	〃 58年 2月 1日 〃
平成 2年 7月 27日 〃	平成 2年 8月 1日 〃
〃 4年 4月 10日 〃	〃 4年 4月 1日 〃
〃 5年 7月 30日 〃	〃 5年 7月 30日 〃
〃 7年 2月 24日 〃	〃 7年 4月 1日 〃
〃 9年 2月 25日 〃	〃 9年 3月 17日 〃
〃 10年 2月 24日 〃	〃 10年 3月 16日 〃
〃 10年 2月 24日 〃	〃 10年 10月 1日 〃
〃 12年 2月 24日 〃	〃 12年 4月 1日 〃
〃 12年 7月 28日 〃	〃 12年 7月 28日 〃
〃 14年 2月 28日 〃	〃 14年 4月 1日 〃
〃 14年 2月 28日 〃	〃 14年 10月 1日 〃
〃 15年 2月 25日 〃	〃 14年 10月 1日 〃
〃 16年 2月 24日 〃	〃 15年 10月 27日 〃
〃 16年 2月 24日 〃	〃 16年 10月 1日 〃
〃 17年 2月 26日 〃	〃 17年 4月 1日 〃
〃 18年 7月 27日 〃	〃 18年 10月 1日 〃
〃 20年 2月 29日 〃	〃 20年 4月 1日 〃
〃 20年 12月 19日 〃	〃 21年 1月 1日 〃
〃 21年 7月 28日 〃	〃 21年 10月 1日 〃
〃 23年 2月 25日 〃	〃 23年 2月 25日 〃
〃 23年 2月 25日 〃	〃 23年 4月 1日 〃
〃 23年 7月 26日 〃	〃 23年 7月 26日 〃
〃 24年 2月 28日 〃	〃 24年 2月 28日 〃
〃 25年 2月 26日 〃	〃 25年 4月 1日 〃
〃 26年 2月 25日 〃	〃 25年 12月 24日 〃
〃 27年 2月 19日 〃	〃 27年 1月 1日 〃
〃 28年 2月 25日 〃	〃 28年 1月 1日 〃
令和 元年 7月 25日 〃	令和 元年 7月 25日 〃
〃 元年 7月 25日 〃	〃 2年 4月 1日 〃
〃 2年 2月 27日 〃	〃 2年 4月 1日 〃
〃 2年 6月 25日 〃	〃 2年 1月 1日 〃
〃 3年 2月 25日 〃	〃 3年 2月 25日 〃
〃 3年 12月 16日 〃	〃 4年 1月 1日 〃
〃 4年 7月 28日 〃	〃 4年 7月 28日 〃
〃 5年 2月 28日 〃	〃 5年 4月 1日 〃

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者並びに組合員が雇用する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、長野県医師国民健康保険組合(以下「組合」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 この組合の事務所は長野県長野市大字三輪1316番地9 長野県医師会館内に置く。

(地 区)

第4条 組合は長野県及び東京都大田区、埼玉県さいたま市の区域をその地区とする。

(公告の方法)

第5条 組合の公告は長野県医師会報または組合ホームページに掲載して行う。

第2章 組合員及び被保険者

(組合員の範囲)

第6条 組合員は長野県医師会会員である医師及び当該医師が開設し又は管理者である長野県の区域の医療機関又は福祉施設に常時勤務する従業員で、第4条に定める地区内に住所を有し、医療及び福祉の事業又は業務に従事する者とする。また、長野県医師会会員である医師組合員が高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者となっても当該世帯及び当該組合員が開設し又は管理者である医療機関又は福祉施設に常時勤務する従業員に国保法第6条各号(第10号を除く。)のいずれにも該当しない被保険者がある場合には、引き続き組合員となることができる。

2 組合員は次の三種とする。

(1) 第一種組合員

長野県医師会会員である医師

(2) 特別組合員

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者で引き続き組合員となった医師

(3) 第二種組合員

第一種組合員又は特別組合員が開設し又は管理者である医療機関又は福祉施設に常時勤務する従業員

3 組合員が医療及び福祉の事業又は業務に従事する者であることの判定基準は、別に定める。

(被保険者の範囲)

第6条の2 組合は、組合員及び組合員の世帯に属する者(以下「世帯員」という。)をもって被保険者とする。

(加入の申込)

第7条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びに世帯員の氏名、性別、生年月日、自己との続柄、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。

2 前項の加入申込みをした者は、理事長が加入の申込みを受理した日に被保険者となる。

3 前項の受理は第1項の申込みをした日から30日以内にしなければならない。

(変更の届出)

第7条2 第7条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

(後期高齢者医療制度の適用を受けた第一種組合員の届出)

第7条3 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者となった第一種組合員が、引き続き組合員(「特別組合員」)となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

2 前項に規定する特別組合員が、資格を喪失した場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

(脱 退)

第8条 組合員は組合を脱退するには1箇月以上の予告期間を設けあらかじめ、通知しなければならない。

(除 名)

第9条 次の各号の1に該当する組合員は、理事会の議決によって除名することができる。

- (1) 正当な理由がないのに保険料の納付期日後6箇月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき。
- (2) 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申込みに当って虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。

第3章 保 険 給 付

(一部負担金)

第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合
10分の3
- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合
10分の2
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く)
10分の2
- (4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合
10分の3

(自己及び自家診療の給付制限)

第11条 組合は、第一種組合員及び特別組合員が属する医療機関における第一種組合員及びその世帯に属する被保険者、特別組合員の世帯に属する被保険者(特別組合員は除く)、並びに第二種組合員とその世帯に属する被保険者に対する診療については、保険給付を行わない。

2 次の各号についても、保険給付は行わない。

- (1) 前項において交付された処方箋による調剤
- (2) 前項において交付された診断書による装具代
- (3) 前項において交付された同意書によるはり・灸・あんま・マッサージなどの施術費用

(出産育児一時金)

第12条 被保険者が出産したときは、当該被保険者に対し、出産育児一時金として出産児1人につき48万8千円を支給する。

ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条のただし書に規定する出産であると認められるときは、これに3万円を上限として加算するものとする。

(葬祭費)

第13条 被保険者が死亡したときはその者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として次の額を支給する。

- (1) 第一種組合員 15万円
- (2) 第二種組合員 5万円
- (3) 世帯員 5万円

(傷病手当金)

第14条 組合は引き続き6箇月以上第一種組合員である者が、疾病又は負傷のため7日以上引き続き医業または業務に従事することができなくなったときは、当該医業又は業務に従事することができなくなった日から起算し、その期間傷病手当金として1日5,000円を支給する。

2 傷病手当金の支給期間は、すべての疾病、負傷を対象とし、支給を始めた日から起算して3年間に90日を超えることができない。

3 本条の規定にかかわらず、被保険者が第14条の2から第14条の4までに規定する傷病手当金の支給を受けるときは、本条に規定する傷病手当金の支給は行わない。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第14条の2 組合は、給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため業務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。))は、その業務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から業務に服することができない期間のうち業務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第14条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第14条の4 前条に規定する被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により組合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

第4章 保 健 事 業

(保健事業)

第15条 組合は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、被保険者の健康保持増進のために必要な事業を行う。

第16条 前条の特定健康診査等は、特定健康診査等実施計画書に基づき実施するものとする。

第17条 この章に定めるものの外、保健事業に関して必要な事項は別に定める。

第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第18条 第一種組合員並びに特別組合員は保険料として、組合会の議決を経て賦課される第一種組合員・第二種組合員・世帯員の均等割額、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に充てるため算定した被保険者(以下、「後期高齢者支援金等賦課被保険者」という。)の均等割額、また、介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)の均等割額の合算を毎月組合に納入しなければならない。

2 特別組合員に賦課される保険料はない。

3 第二種組合員の均等割額の2分の1は、事業主負担とする。ただし、後期高齢者支援金等賦課被保険者均等割額及び介護納付金賦課被保険者均等割額は除く。

(未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減措置)

第19条 被保険者のうち、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がいる世帯に対し、毎年度末までに未就学児1人あたり1万5千円を限度に保険料を還付する。

2 前項の対象となる未就学児は、毎年度11月末日において被保険者である場合に限る。

(賦課期日)

第20条 保険料の賦課期日は、毎年4月1日とする。

(納 期)

第21条 保険料は毎月25日までに納付しなければならない。

(保険料の変更)

第22条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者がある場合、又は第一種組合員・特別組合員の世帯に属する被保険者数及び第二種組合員若しくは第二種組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合若しくは第一種組合員・特別組合員の世帯に属する被保険者及び第二種組合員若しくは第二種組合員の世帯に属する被保険者が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。)となった場合には、当該第一種組合員並びに特別組合員に対して課する保険料は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは第一種組合員・特別組合員の世帯に属する被保険者及び第二種組合員若しくは第二種組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から徴収し、その額は第18条により算定した月額とする。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは第一種組合員・特別組合員の世帯に属する被保険者及び第二種組合員若しくは第二種組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料は、その納付義務が消滅し又は被保険者数の減少があった日(法第6条第1号から第8号までの

規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは第一種組合員・特別組合員の世帯に属する被保険者及び第二種組合員若しくは第二種組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで徴収し、その額は第18条により算定した月額とする。

(納額告知)

第23条 保険料の額が決定したときは、理事長は速やかにこれを組合員に通知しなければならない。

(督促手数料)

第24条 保険料の督促手数料は、督促状一通について100円とする。

(延滞金)

第25条 納付期限までに保険料を納入しない第一種組合員並びに特別組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上であるときは、当該金額(当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年14.6パーセント、当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した延滞金(当該延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。

(保険料納付期限の延長)

第26条 理事長は保険料納付義務者が納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めた場合においては、その申請によって納付することができないと認められる金額を限度として、3箇月以内の期限を限って徴収猶予することができる。

2 納付義務者が、その資産について震災、風水害、火災、又はこれに類する災害を受けたとき。

(保険料の減免)

第27条 理事長は、次に該当する者から申請のあった場合、必要があると認められるものに対し、理事会の議決を経て保険料を減免することができる。

(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者。

第6章 組 合 会

(組合会議員の定数)

第28条 組合会議員の定数は33人とする。

(組合会議員の選挙及び選挙区)

第29条 組合会議員は各選挙区において選挙する。

2 選挙区は郡市医師会の地区とする。

3 組合会議員の選挙方法は別に定める。

(任期)

第30条 組合会議員の任期は2年とする。ただし、令和2年2月10日より就任する組合会議員の任期は、令和3年3月31日をもって満了するものとし、以降、任期は4月1日より起算する。

2 補欠議員の任期はその前任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)

第31条 組合会は法第27条に定めるもののほか次に掲げる事項を議決する。

- (1) 特別積立金及び支払準備積立金の繰替使用に関する事項
- (2) 法令遵守体制の整備に関する基本方針の策定及び変更
- (3) その他の重要な事項

(組合会の種類)

第32条 組合会は通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集)

第33条 通常組合会は毎年2月及び7月の2回、理事会の議決により招集しなければならない。

第34条 臨時組合会は必要に応じ理事会の議決により招集することができる。

(組合会の招集手続)

第35条 組合会の招集は開催日の7日前までに会議の目的たる事項及び日時、場所等明記した書面を組合会議員の住所にあてて送付して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会議の目的たる事項が役員を選出にあたる場合の組合会の招集は、開催日の14日前までに前項の書面を組合会議員の住所にあてて送付して行うものとする。

(緊急議決)

第36条 組合会においては出席した議員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし法第27条第1項に掲げる事項についてはこの限りではない。

(組合会議長及び副議長)

第37条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において議長、副議長各1名を互選する。

2 議長及び副議長の任期は組合会議員の任期による。

(組合会の議事録)

第38条 組合会の議事については議事録を作成し、経過の要領及びその結果を記載し、議長は出席した組合会議員2名と署名捺印しなければならない。

第7章 役員及び職員

(役員の選出及び定数)

第39条 理事及び監事は、別に定めるところにより、組合員の中から選出する。ただし特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから組合会で選出することができる。

2 理事の定数は9名とする。

3 監事の定数は3名とする。

(理事長)

第40条 理事のうち1名を理事長とし、理事がこれを互選する。

(副理事長)

第41条 理事のうち1名を副理事長とし、理事がこれを互選する。

2 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

(常務理事)

第42条 理事のうち2名を常務理事とし、理事がこれを互選する。

2 常務理事は常時組合事務を掌理し、理事長及び副理事長ともに事故あるときはその職務を代行する。

(法令遵守担当理事)

第42条の2 理事のうち1名を法令遵守担当理事とし、理事がこれを互選する。

2 法令遵守担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守に関する組合の業務を行う。

(役員の任期)

第43条 理事及び監事の任期は2年とする。ただし、令和2年4月1日より就任する理事及び監事の任期は、令和3年7月31日をもって満了するものとし、以降、任期は8月1日より起算する。

2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は辞任または任期が満了した場合においても後任者が就任するまではなお従前の職務を行うものとする。

4 選出区分が長野県医師会である役員については、長野県医師会の役員を退任した後も、医師国保組合役員の任期が満了するまでは医師国保組合の役員資格があるものとする。

(補欠選挙)

第44条 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超えるものが欠けたときは3月以内に補充しなければならない。

(理事の職務)

第45条 理事は法令、規約及び組合会の決議事項を尊重し、その職務を遂行しなければならない。

(監事の兼職禁止)

第46条 監事は組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

(監事の職務)

第47条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事長に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(報酬及び費用弁償)

第48条 役員には報酬及び費用弁償をすることができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は別にこれを定める。

(役員の解任)

第49条 組合員は総組合員の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して役員の解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときはこの限りではない。

3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長は、その請求を組合会の議に付し、かつ組合会の開催日から1週間前までにその請求に係る役員に第1項の書面を送付しかつ組合会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の規定による解任の請求について組合会において組合会議員の半数以上が出席しその過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

(顧問)

第50条 組合に顧問を置くことができる。

2 顧問は組合会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 顧問の任期は役員の任期と同様とする。

(職員)

第51条 この組合に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務長
- (2) 課長
- (3) 課長補佐
- (4) 係長
- (5) 主任
- (6) 係

2 事務長は理事会の同意を得て理事長が任免する。

3 事務長は職員を統轄し、理事会の決定に従いこの組合の事務を誠実に行わなければならない。

4 職員は理事長が任免する。

5 職員は事務長の事務を補佐する。

6 職員の給与及び諸手当は長野県医師会職員給与規程を準用する。

第8章 理 事 会

(理事会の招集)

第52条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し理事長がその議長となる。

2 理事会の招集は、開催日の7日前までに会議の目的たる事項及び日時、場所等を明記した書面を各理事に送付して行うものとする。

ただし急施を要する場合は、この限りではない。

(理事会の決定事項)

第53条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

- (1) 組合会の招集及び組合会に提出する議案
- (2) 組合業務運営の具体的方針の決定
- (3) 業務執行に関する理事会において必要と認めた事項
- (4) その他、この規約に定める事項

(理事会の議事)

第54条 理事会の議事は理事の過半数が出席し、その過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第55条 理事会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事2名が署名捺印しなければならない。

第9章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

第56条 理事長は規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員は、いつでも理事長に対し前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

第57条 組合の経費は次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- (1) 保険料、使用料及び手数料
- (2) 補助金及び負担金
- (3) 寄附金その他の収入

(特別会計)

第58条 この組合は組合会の議決を経て特別会計を設けることができる。

2 特別会計に関して必要な事項は別にこれを定める。

(財産管理)

第59条 この組合の財産の管理は次の各号に掲げるところによる。

- (1) 有価証券は、确实なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- (2) 積立金は、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- (3) 現金は金融機関に預け入れること。
- (4) 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第60条 理事長は通常組合会の7日前までに事業報告書財産目録及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を事務所に備えておかなければならない。

- 2 理事長は、監事の意見を添えて前項の書類を通常組合会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 3 組合員はいつでも理事長に対し第1項の閲覧を求めることができる。

(会計帳簿の閲覧)

第61条 組合員は総組合員の3分の1以上の同意を得て、いつでも理事長に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第10章 財 務

(準備金)

第62条 組合は、次の目的のため準備金を積立てることができる。

- (1) 職員退職手当支給のための職員退職手当準備積立金
- (2) 役員退職慰労金支給のための役員退職慰労金準備積立金
- (3) 療養給付支払のための療養給付準備積立金
- (4) その他目的達成に必要な準備積立金

(準備金の取りくずし)

第63条 前条に規定する準備金は、前条各号に掲げる目的以外に使用してはならない。

第11章 雑 則

(規則および規定)

第64条 この規約の定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は理事会の議決により規則又は規定をもって別にこれを定める。

第12章 罰 則

第65条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し100,000円以下の過怠金を課する。

第66条 組合は、組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過怠金を課する。

第67条 組合は偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第68条 前3条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第69条 第65条から第67条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(一部負担金に係る経過措置)

- 1 第10条の規定は、平成20年4月1日以後の療養の給付を受ける際の一部負担金から適用し、平成20年3月31日以前の一部負担金の額については、なお従前の例による。

(延滞金の割合の特例)

- 2 第25条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、当分の間、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- 3 第4条の規定は平成25年5月1日から施行し、施行前から当該区域に住所を有する者については、その住所を有するに至った日から適用する。

- 4 第14条の2から第14条の4までの規定は令和2年6月25日から施行し、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から別に定める日まで間に属する場合に適用することとする。

(出産育児一時金に係る経過措置)

- 5 第12条の規定は令和5年4月1日から施行し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 6 第19条の規定は令和5年4月1日から施行する。